

産業廃棄物処理業務仕様書

業務の実施に当たっては、この仕様書により実施するものとし、ここに記載されていない細部の事項については、発注者、受注者で協議し決定するものとする。

(物品数量)

1 対象となる物品の数量は別紙のとおりとする。

(集積場所)

2 廃棄物の集積場所は別紙のとおりとする。

(作業日時)

3 平日に収集運搬業務を行うものとする。

(収集日)

4 収集日は打合せの上決定する。

なお、がんセンターと精神医療センターは同日の収集とする。

(収集運搬車両)

5 一部高さ制限あり。

埼玉県立がんセンター : 車高 3.2 m まで

埼玉県立小児医療センター : 車高 2.8 m まで

(見積金額内訳書)

6 見積金額の内訳は廃棄物処分費と、人件費も含めた収集運搬費の2つの費用による。

(マニフェスト)

7 発注者は各病院で、受注者に廃棄物の収集・運搬及び処理を委託する際に、マニフェストを交付し、廃棄物の処理について管理するとともに、受注者は委託された廃棄物を法令に基づき、適正に処理しなければならない。

(委託業務終了時の報告)

8 受注者は発注者から委託された産業廃棄物等の処理を完了したときは、業務完了報告書を作成して発注者に提出しなければならない。ただし、業務完了報告書はマニフェストの提出をもって代えることができる。

(処理状況の報告)

9 発注者は必要があると認めるときは、受注者に対して処理状況に関する報告を求めることができる。

(臨時の措置)

10 業務上緊急に必要と認められる場合、発注者及び監督員は、受注者と協議の上、所要の措置を求めることができる。

(業務上の留意点)

11 作業に当たっては、職員、通行人等第三者に危害を加えたり、建物、備品等に損傷を与えたりしないよう、十分に注意しなければならない。

(環境の確保)

12 作業に当たっては、作業場所及び集積場所の清掃を行い、環境の確保に努めるもの

とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 13 受注者は発注者の承諾を得なければ、この契約にかかる権利又は義務を他人に譲渡し若しくは担保に提供し、又は引き受けさせてはならない。

(業務委託料及び支払方法)

- 14 発注者の委託する産業廃棄物等の収集運搬及び処分業務に関する業務委託料については、契約により定める。

(秘密の保持)

- 15 発注者・受注者はこの契約に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

- 16 廃棄物の収集・運搬・処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び関係する法令を遵守すること。

なお、受注者は、その事業の範囲を、廃棄物処分業許可証の写しを発注者に提出することにより、その内容を明らかにしなければならない。また、その後、許可内容等に変化があった場合も同様とする。